

由利本荘総合防災公園管理運営計画検討委員会の運営について(案)

由利本荘総合防災公園管理運営計画検討委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

1 会議の招集等

会議を開催しようとするときは、委員に対し、会議の日の1週間前までに通知し、会議資料を送付する。

2 会議の概要

会議終了後、事務局において、次の事項により会議の概要を作成、委員に送付し、かつ由利本荘市のホームページにおいて公表するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 案件及び協議の概要
- (4) 当該会議資料の全部又は一部
- (5) その他必要な事項

3 その他

その他、委員会の運営において必要な事項が生じた場合は、委員会において協議する。